

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○土砂等搬入禁止区域の指定

(廃棄物対策課) 一

○救急医療機関の認定

(医療政策課) 一

○道路の供用開始

(道路課) 一

○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

(河川課) 一

○特定都市河川流域における基準降雨

() 二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所) 四

告 示

○宮城県告示第四百九十九号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)第二十三条第一項の規定により、土砂等搬入禁止区域を次のとおり指定したので告示する。

令和五年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土砂等搬入禁止区域の位置

宮城県七ヶ浜町東宮浜字東浦田五十六番三、五十六番八、五十六番九、五十六番十、五十六番十一、五十六番十二、五十六番十三、五十六番十五、五十六番十六、五十六番十七、五十九番一、五十九番二、六十番、六十三番、六十六番、六十七番一、六十八番、六十九番一、六十九番二、六十九番三、七十番六、七十一番二十六、七十二番、七十五番、七十九番、八十二番、八十三番一、八十三番三及び六十七番一地先から六十九番一地先までの道路敷並びに同字崩十番一、十番六、十二番一、十三番一、十四番一、十四番二、十七番、十八番、十九番、二十番、十三番一地先道路敷及び十番一地先から十番六地先までの水路敷

二 土砂等搬入禁止区域の面積

四二、〇五七・三九平方メートル

三 指定の期間

令和五年七月二十一日から令和六年一月二十日まで

四 指定の理由

一の区域においては、土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けずに土砂等の埋立て等が行われ、勾配が急な法面や締め固めが不十分な部分があり、従前の土砂等搬入禁止区域の指定期間である六ヶ月間を満了した後も、当該区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあり、引き続き存すると認められるため。

○宮城県告示第五百号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人金上仁友会 金上病院	角田市角田字田町百二十三 番地	令和五年七月十八日	令和八年七月十七日

○宮城県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年七月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	馬籠志津川 線	気仙沼市本吉町牛王野沢七番一地先から 同市本吉町牛王野沢七番一地先まで	令和五年 七月二十七日

○宮城県告示第五百二号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第五項及び同項において準用する同条第三項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定したので、同条第十項の規定により告示する。

令和五年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定都市河川

河川名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
高城川	宮城県松島町幡谷字蝦穴・吉田川伏越吐口	松島湾
田中川	宮城県松島町櫻渡戸字大貝口一番一地先の用水堰下流端	高城川への合流点
新 川	宮城県松島町高城字石田沢一二二番の五地先の砂防ダム下流端	高城川への合流点
穴 川	左岸 宮城県松島町幡谷字蝦穴六三番五〇地先 右岸 宮城県松島町幡谷字蝦穴六三番一〇地先	左岸 宮城県松島町幡谷字富田一〇九番三地先 右岸 宮城県松島町幡谷字品井沼一番三五地先
鶴田川	黒川郡大郷町大松沢・大森川合流点	宮城県松島町幡谷字蝦穴・吉田川伏越吐口
広長川	大崎市鹿島台広長字生袋青木下暗渠	鶴田川への合流点
深谷川	左岸 大崎市鹿島台深谷字深谷沢一四番地先 右岸 大崎市鹿島台深谷字鈴ヶ沢七番地先	広長川への合流点
大迫川	大崎市鹿島台大迫字貝抜沢 早坂橋	鶴田川への合流点
小迫川	大崎市鹿島台大迫字津花河原 清水水橋	鶴田川への合流点
新堀川	左岸 大崎市鹿島台大迫字柘ノ木沢二一番地先 右岸 大崎市鹿島台大迫字向山一二番一〇地先	鶴田川への合流点

二 特定都市河川流域

次の図面の赤色枠で囲まれた区域

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。〇宮城県告示第五百三三号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）第九条第二項の規定により、令和五年宮城県告示第五百二二号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を次の表のとおり定める。

令和五年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

降雨波形 : 中央集中型

24時間総雨量 : 中央集中型

生起確率 : 10年に1度

最大降雨強度 (1時間) : 54.52mm/hr

最大降雨強度 (10分) : 116.03mm/hr

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.99	6	0-10	4.86	12	0-10	64.16	18	0-10	4.72
	10-20	3.02		10-20	4.96		10-20	38.39		10-20	4.63
	20-30	3.05		20-30	5.06		20-30	28.54		20-30	4.55
	30-40	3.08		30-40	5.17		30-40	23.14		30-40	4.47
	40-50	3.11		40-50	5.28		40-50	19.67		40-50	4.40
	50-60	3.14		50-60	5.40		50-60	17.23		50-60	4.32
1	0-10	3.18	7	0-10	5.53	13	0-10	15.41	19	0-10	4.25
	10-20	3.21		10-20	5.67		10-20	14.00		10-20	4.19
	20-30	3.25		20-30	5.81		20-30	12.86		20-30	4.12
	30-40	3.28		30-40	5.96		30-40	11.92		30-40	4.06
	40-50	3.32		40-50	6.13		40-50	11.13		40-50	4.00
	50-60	3.36		50-60	6.30		50-60	10.46		50-60	3.94
2	0-10	3.40	8	0-10	6.49	14	0-10	9.88	20	0-10	3.88
	10-20	3.44		10-20	6.69		10-20	9.37		10-20	3.83
	20-30	3.48		20-30	6.91		20-30	8.92		20-30	3.78
	30-40	3.52		30-40	7.15		30-40	8.52		30-40	3.73
	40-50	3.56		40-50	7.40		40-50	8.16		40-50	3.68
	50-60	3.61		50-60	7.69		50-60	7.84		50-60	3.63
3	0-10	3.65	9	0-10	7.99	15	0-10	7.54	21	0-10	3.59
	10-20	3.70		10-20	8.34		10-20	7.27		10-20	3.54
	20-30	3.75		20-30	8.71		20-30	7.03		20-30	3.50
	30-40	3.80		30-40	9.14		30-40	6.80		30-40	3.46
	40-50	3.86		40-50	9.62		40-50	6.59		40-50	3.42
	50-60	3.91		50-60	10.16		50-60	6.39		50-60	3.38
4	0-10	3.97	10	0-10	10.78	16	0-10	6.21	22	0-10	3.34
	10-20	4.03		10-20	11.51		10-20	6.04		10-20	3.30
	20-30	4.09		20-30	12.37		20-30	5.89		20-30	3.26
	30-40	4.15		30-40	13.40		30-40	5.74		30-40	3.23
	40-50	4.22		40-50	14.66		40-50	5.60		40-50	3.19
	50-60	4.29		50-60	16.26		50-60	5.47		50-60	3.16
5	0-10	4.36	11	0-10	18.36	17	0-10	5.34	23	0-10	3.13
	10-20	4.43		10-20	21.24		10-20	5.23		10-20	3.10
	20-30	4.51		20-30	25.50		20-30	5.11		20-30	3.07
	30-40	4.59		30-40	32.60		30-40	5.01		30-40	3.04
	40-50	4.68		40-50	47.42		40-50	4.91		40-50	3.01
	50-60	4.77		50-60	116.03		50-60	4.81		50-60	2.98

○宮城県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、涌谷町土地改良区
役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年七月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 駒 井 達 貴

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和五年七月七日	佐藤 幸治	遠田郡涌谷町猪岡短台字元桑畑二百八十六番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和五年六月二日	佐藤 和治	遠田郡涌谷町猪岡短台字短台三十一番地	理事